

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 SUN Wenjia

論 文 題 目 ENHANCING CONSUMER PROTECTION WITH  
A FOCUS ON THE ENFORCEMENT OF THE  
PRIVATE RIGHTS OF CONSUMERS: THE FAKE-  
HUNTING LAWSUITS DILEMMA IN CHINA

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

慶應義塾大学法学部教授 丸山絵美子

名古屋大学大学院法学研究科准教授 松田貴文

名古屋大学大学院法学研究科准教授

コロンボ ジョルジョ

## 論文審査の結果の要旨

## 別紙 1 - 2

## I 審査論文の概要

## 1 論文の位置づけ

本論文のテーマは、「消費者の私的権利の実現を中心とした消費者保護の向上：中国における偽造品狩り (fake-hunting) 訴訟におけるディレンマに焦点を当てて」というものである。

本論文の目的は、中国における消費者保護の向上には、市場規制から私的権利の実現へと焦点を変更する必要があるのを示すことにある。より具体的には、①中国における現行の消費者保護実現のための戦略が不十分であること、また、②消費者保護の向上のためには中国における消費者の私的権利に焦点を当てる必要があること、を示すことを本論文は目指している。尚、本論文において中国が選択されたのは、消費者保護向上のための法制度設計に関してケース・スタディを行うためであり、中国は社会主義法に深く影響を受けた法域の一つとして位置付けられている。

## 2 論文の構成

本論文は、2部構成を採っており、序論・結語を含め8章から構成されている。

まず、第1章「序論」では、中国消費者法における従来の研究が解釈論乃至立法論に止まっており、消費者法の実現における行政・司法の協力やその相互作用、また、立法と行政・司法によるその実現との間の整合性といった観点への着目がそこには欠如していることが指摘される。その上で、中国における消費者保護の実現という問題を分析するために消費者保護の制度的次元に着目する、という本稿の視点が示される。

第1部「中国における消費者保護の実現についての分析」は、第2章から第4章までをカバーし、総論として、中国における fake-hunting 訴訟のディレンマ（事業者への制裁や抑止のために導入された懲罰的損害賠償につき、行政・司法が当該制度に基づく fake-hunter の請求の適切性を疑問視し始めたという現象）を中心に、中国における消費者保護の実現の問題を一般的に分析する。

第2章「fake-hunting 訴訟のディレンマは懲罰的損害賠償に伴う実現の問題を示す」では、fake-hunting 訴訟の展開が、消費者保護に関する立法とその実現を担う行政・司法との間のギャップを示す例として紹介される。そして、自らの利益のために意図的に偽造品を購入する者が懲罰的損害賠償を得られるようにするべきか否か、また、懲罰的損害賠償が消費者保護の実現に相応しいツールか否かといった点がそこでは問題となっていることが明らかにされる。

第3章「私的権利が消費者保護の実現においてより強調される必要がある」では、第2章で明らかにされた fake-hunting 訴訟における議論の対立の背後には、消費者法に関する経済法的理解と民法的理解との対立、及び、消費者の権利に関する集団的権利としての理解と私的権利としての理解との対立が存在していることが指摘される。その上で、従来

## 別紙 1-2

## 論文審査の結果の要旨

の議論においては、消費者法に関する民法的理解、個人の権利としての消費者の権利という後者への考慮が不十分であるという著者の見解が示される。

第 4 章「消費者の私的権利の実現：日本の場合」では、第 3 章で指摘された問題ある現状を修正するための手がかりとして、日本法との比較が行われる。日本は、消費者救済における不十分さという同様の問題に直面しながらも、消費者の私的権利の実現を高めるという中国と異なる方法を採用した。比較の結果、とりわけ fake-hunting 訴訟に関し、消費者保護における懲罰的損害賠償制度の目的と機能を再考する必要性が指摘される。

次に、第 2 部「消費者保護の向上に向けた中国への提言」は、第 5 章から第 7 章までをカバーし、第 1 部での考察を踏まえ、中国において消費者保護の実効性を高めるための解釈論上・立法論上の具体的提言が展開される。

第 5 章「消費者訴訟における民事的救済としての懲罰的損害賠償の適用」では、中国における懲罰的損害賠償の目的と機能について再検討がなされる。消費者保護のために 1993 年に導入された懲罰的損害賠償は、市場規制の道具と看做されているが、消費者の私的権利に着目しつつ、当該制度をその救済手段と看做すことの方がより適切であると著者は主張する。

第 6 章「詐欺的行為に基づいた懲罰的損害賠償責任の明確化」では、第 5 章での主張に基づき解釈論レベルでの提言が示される。具体的には、fake-hunting 訴訟の原告に懲罰的損害賠償を認めるべきでないこと、また、虚偽広告や不当表示から消費者を保護するために、消費者団体による差止訴訟の奨励がその代替的選択肢になり得ることが主張される。

第 7 章「集団的救済メカニズムにおける消費者の私的権利への言及」では、制度的レベルでの提言がなされる。すなわち、消費者公益訴訟において懲罰的損害賠償が認められた事例が採り上げられその問題点が指摘されると共に、消費者団体による補償的グループ訴訟を発展させることが提言される。

最後に、結語に当たる第 8 章では、消費者の私的権利という概念及びそのための法システムを構築すること、また、消費者の私的権利に焦点を当てた消費者保護の向上に向けた法的改善の必要性が確認され、本論文は締め括られる。

## II 評価

### 1 学問的寄与

法制度設計に関しては、法典整備や明文規定の移植自体は盛んになされているが、その内容を社会において実現して行くことの困難がしばしば指摘されている。だが、その間のギャップをどのように埋めて行くかという点を問題意識として行われる事例研究は法学においては未だそれ程多くはない。

そのような状況の下、本論文は、中国という体制移行国における消費者保護法制を題材に、消費者保護に関する明文規定と行政・司法によるその実現との間のギャップに着目し、

## 別紙 1-2 論文審査の結果の要旨

その背景・要因を探求して、消費者法の私法的理解、消費者の権利を私的権利と理解することの弱さを問題として指摘した上で、日本法との比較にも示唆を得つつ、消費者保護の向上に向けた懲罰的損害賠償に関する解釈論、また、消費者団体によるグループ訴訟の発展を提言したものである。

本論文では、fake-hunting 訴訟を巡る議論の対立をきっかけとして、消費者法に関する経済法的理解と私法的理解との対立という消費者保護の基本理念に遡った検討が行われているが、この点は、義務の正当化根拠を個人の権利保護と考えるのか社会秩序の維持と考えるのかという私法の基本原則に触れるものであり、本論文の問題意識の適切さを示すものであると評価出来る。また、消費者法の私法的理解の弱さに問題の原因があるという分析にも一定の説得力がある。さらに、消費者の権利実現のための制度としてどのようなものがあるかという観点から日本法との比較を行い、消費者契約法の適格消費者団体制度に着目した点についても、法制度の機能に着目した比較法的分析として適切であると言える。最後に、上述の分析に基づいた第2部における提言も具体的で有意義なものになっており、法制度設計のエキスパートを目指したリーディング大学院の博士論文に相応しい内容になっている。

### 2 本論文の問題点とそれに対する評価

本論文には以下のような問題点も指摘出来る。

まず、本論文における私法の意味が明確でない点である。とりわけ、著者は、懲罰的損害賠償の補償的機能に言及し、懲罰的損害賠償を民事的救済と看做すべきであり民事法システムと整合的であると主張するが、何故にそのような理解が可能なのか、本論文からは必ずしも明らかではない。この点については、懲罰的損害賠償制度に関する日本における議論もさらに参照・検討する必要があるだろう。

また、個々の具体的提言には、懲罰的損害賠償を課す行為類型の範囲等、細部において不明確な点が残されている。

上記のような問題点もあるものの、申請者が属するリーディング・プログラムの趣旨や上述した本論文の意義を考慮すれば、本論文は博士（比較法学）に十分な水準にあると評価出来る。

博士（比較法学）の判定基準に則してより具体的に述べれば、本論文は、中国における消費者保護の向上という問題を扱っているという点で、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している（A）。また、消費者保護を向上させるための制度という観点から日本法との比較を行っており、主として比較法学的・比較政治学的手法によっている（B）。本論文のテーマは母国である中国に関っており、また、本論

## 別紙 1-2 論文審査の結果の要旨

文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連の研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている (C)。上述のように、本論文は、中国における消費者保護の向上のために具体的提言を行うという目標設定に対し、その回答として、**fake-hunting** 訴訟の原告に懲罰的損害賠償を認めるべきでないこと、消費者団体による差止訴訟の奨励、消費者団体による補償的グループ訴訟の発展が示されており、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると言える (D)。さらに、上述の通り、従来の研究と比較して独自性が認められる (E)。そして、理論的にもそれなりに堅固であり、予想される批判に対する自分なりの回答が用意されている (F)。このように、本論文は、判定基準を十分に満たすものとなっている。

### III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士 (比較法学) の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。